

(様式4 実施結果の公表)

つくば市文化芸術推進基本計画(案)の
パブリックコメント手続の実施結果

平成31年(2019年)3月
つくば市市民部文化芸術課

■ 意見集計結果

平成 30 年(2018 年)12 月 25 日から平成 31 年(2019 年)1 月 15 日までの間、つくば市文化芸術推進基本計画(案)について、意見募集を行った結果、1 人(団体を含む)から 11 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合 計	1人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ I 章 4. (3) 計画の対象範囲 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	織物、編み物、漆器、組木、工芸、(中略)、彫金、宝飾等が含まれていない。対象外になるのは困る。	1件	計画の対象範囲にある「内容」欄は、文化芸術分野の一例です。記載あるもの以外も計画の対象範囲となります。
2	筑波大関連の芸術家などの作品も今後対象になるのか?	1件	対象範囲は、文化芸術の分野に基づいております。アーティストの出自や経歴、プロ、アマチュア等を問うものではございません。
3	大阪では万博の太陽の塔などを歴史建造物にしようという動きがあるが、つくばでも常磐新線や筑波宇宙センター発足、科学博等の資料を対象としてはどうか。	1件	御指摘の点につきましては、「文化財」に含まれるものと整理しています。なお、市で現在策定中の「つくば市文化財保存活用計画」でも「研究学園都市も含む近代以降の歴史資料」を対象としていくことを記載しております。

4	科学的文化遺産、多元的文化（国際性、旧、新、新々住民、2世代3世代などや地域ごとなど）など、つくばらしさを扱ったものは今後対象になるのか？	1件	御指摘の点につきましては、13頁「2.（1）地域に根付いた伝統の継承」に地域の文化資源の保存、継承することを、「2.（2）多文化共生による文化芸術の振興」に多文化共生社会の促進につなげることを記載しています。また、14頁「3.（2）科学と融合した文化芸術の振興」に「科学」と芸術との融合による新たな文化芸術の振興を図ることを記載しています。
---	---	----	--

○ 文化財等 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	文化財については、次の50年を見越した持続可能な維持、継承、活用 文化財の創造が重要だと思う。残すだけでなく、いかに将来に向けて文化財を今後作り上げるか、育てるかも大事なことだと思われる。	1件	御意見のとおり認識しており、13頁「2.（1）地域に根付いた伝統の継承」にて取り上げています。また、文化財の保存活用等の詳細については、「つくば市文化財保存活用計画」にて取り上げております。
2	古い建築は、建物を活かしたまま、リノベーションなどにより活用される建物として使えることを考える。	1件	地域の文化資源を、郷土に対する理解を深める憩いの場として提供するとともに、観光誘客イベントなどで観光資源として活用してまいります。 また、15頁「5.（1）プラットフォームの形成」に記載するとおり、廃校利用等により、文化芸術創造拠点を形成することを目指しています。

○ 文化芸術施設 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくばでも企画展や巡回展ができるミュージアム・ギャラリー、それを主催する団体が欲しい。	1件	専門人材や組織の充実を図り、文化芸術施設の活用、連携を進めることで、引き続き魅力ある芸術文化事業を実施してまいります。
2	音楽や芸術、科学や嗅覚、体育、論理力、計算力、社会性、発想力など子どもに学ばせながら談話や食事ができる施設や飲食店が	1件	文化芸術の創造の場や、市民の方の交流拠点である文化施設の適切な整備、活用は重要であると認識しております。御意見の趣旨は、施設運用の方

	あるといい。また、つくば市にも和歌山有田川町の「ALEC」のような施設が欲しい。		向性や、新しい支援制度を検討する上での参考とさせていただきます。
--	--	--	----------------------------------

○ 子どもの教育 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくばの魅力（研究施設や大学、エキスポセンター等）を活かし、先端科学教育など教科書の内容にとらわれない、子どもの興味をうまく伸ばし育てることができるものがつくばに欲しい。	1件	先端科学教育は文化芸術の対象外となりますが、つくば市の強みである「科学」と文化芸術の融合による新しい文化芸術の振興を図ってまいります。 また、教育委員会等と連携し、文化芸術が子どもの興味を伸ばす教育の一助となることを目指します。
2	子どもが次世代クリエイターを目指す契機や、成長する環境支援をしてほしい。このような取り組みが、知財に対価を払う習慣にもなる。	1件	御指摘のとおり認識しており、本基本計画では、児童、生徒等の文化芸術体験・鑑賞活動を推進し、次代の文化芸術を担うアーティストを輩出するため、新しい支援制度を構築することを検討しております。

○ データベース化 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリアン、アーキビスト、キュレーターの連携 ・データベースの産業・観光・教育・芸術での活用 ・キャプションなどのデジタルアーカイブ化 ・資料のデジタルアーカイブ化 	1件	専門人材、各専門組織については充実と連携、支援を図ってまいります。 文化芸術のアーカイブについても実施予定ですが、その手法や対象については、今後施策を検討する上での参考とさせていただきます。

■ 修正の内容

○ 資料編1. つくば市文化芸術振興基本条例 について

「つくば市文化芸術振興基本条例」の一部改正に伴い、資料編を変更します。

修正前	修正後
「つくば市文化芸術振興基本条例」を掲載。	「つくば市文化芸術基本条例」を掲載。

○ 資料編3. 文化芸術市民意識調査報告書(概要) について

基本計画策定の基礎資料となるため、資料として追加します。

修正前	修正後
添付なし。	23 ページより「資料編3. 文化芸術市民意識調査報告書(概要版)」を追加。 (別添「資料編3. 文化芸術市民意識調査報告書(概要版)」を参照。)